

# 第2次八尾市地域就労支援基本計画

誰もが生き生きと働くことのできる  
社会の実現に向けて

概要版

平成26年（2014年）3月

八尾市

## 第2次八尾市地域就労支援基本計画とは

第2次八尾市地域就労支援基本計画は、本市の将来都市像を実現するための方向性を示す「八尾市第5次総合計画～やお総合計画2020～」(目標年次平成32年度(2020年度))に基づいて、地域就労支援を推進するための具体的・基本的な計画となっています。

本計画は、就労困難者等に焦点をあて、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、さまざまな事業や施策を活用し、雇用・就労の実現をめざすための計画です。

## 計画の期間

本計画は、目標年次を八尾市第5次総合計画と同じ平成32年度(2020年度)とします。

## 計画の対象者

本計画では、「希望する就労を阻害するさまざまな要因を抱える人」を「就労困難者等」と定義し、働く意欲がありながら、働くことが困難な状況におかれている障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい)者、子育て等により働くことが困難な状況におかれているひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の親、年齢等の理由により働くことが困難な状況におかれている中高年齢者、同和地区な

どの出身地に対する社会的偏見などの理由により働くことが困難な状況におかれている人、民族的偏見やことば、社会風習などコミュニケーションの問題のため安定して働くことが困難な状況におかれている外国人市民、生活習慣、健康や家族などの問題のため働くことが困難な状況におかれている人、及び働く意欲が希薄な若者といった属性を持つ人々を対象としています。

## 第2次八尾市地域就労支援基本計画の理念

### 基本理念

本計画では、次の基本理念に基づいて、施策を展開していきます。

希望する就労を阻害するさまざまな要因の解消・克服を図り、誰もが生き生きと働くことのできる社会の実現をめざします。

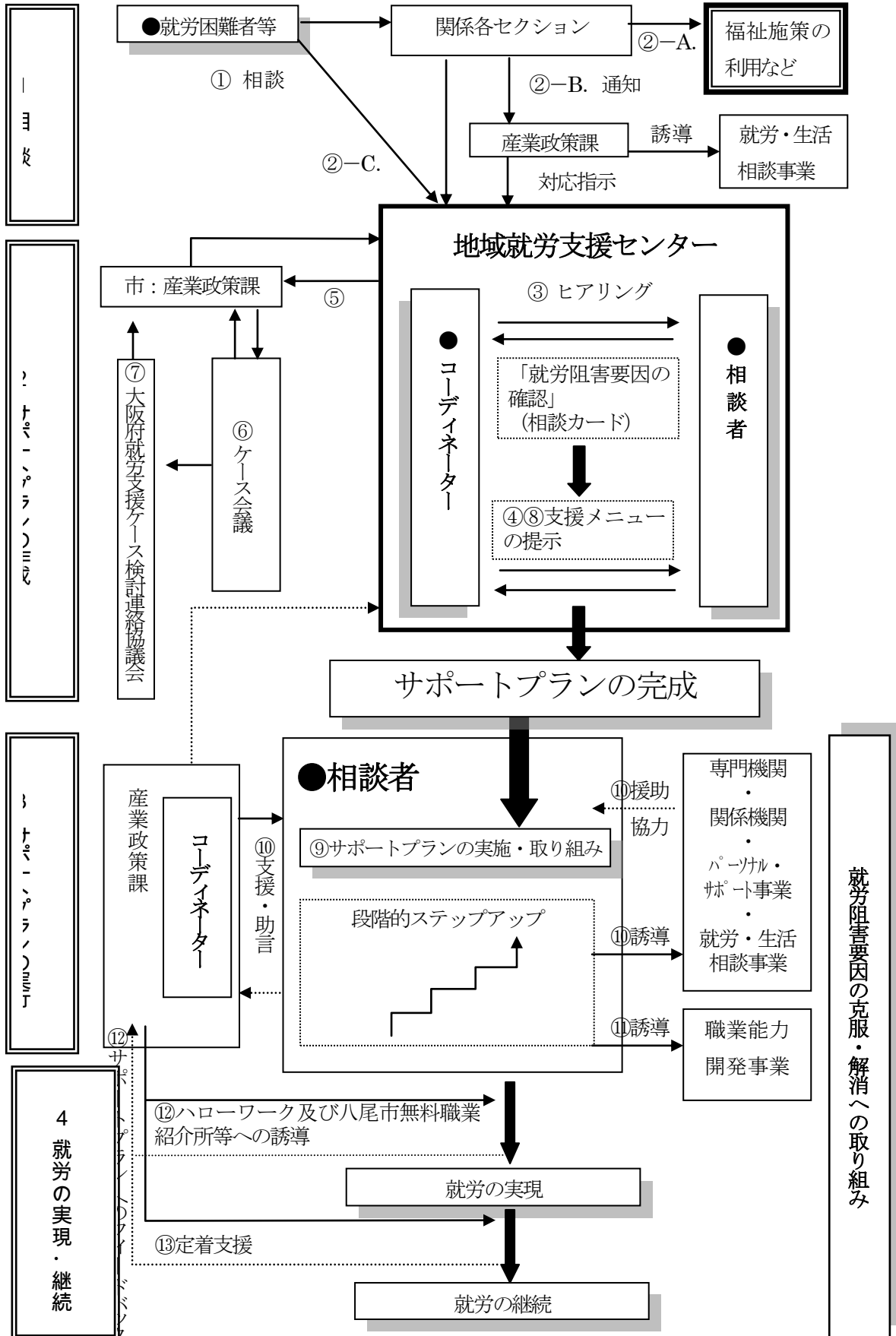
### 計画の基本方針

本計画の基本方針は以下の通りです。なお、それぞれの方針は、八尾市第5次総合計画における施策の体系にも対応しています。

【第2次八尾市地域就労支援基本計画基本方針】	【八尾市第5次総合計画施策の体系】
○ 就労困難者等が、希望する支援を受けることのできる環境づくり	(1) 就業支援及び雇用創出 (2) 地域就労支援の推進
○ 雇用機会の確保	
○ スキルアップ機会の提供	
○ 多様な働き方の尊重	(3) 事業所での人権啓発の促進
○ 公正採用選考の推進	

# 就労に至る流れ

就労困難者等が就労へと至る基本的な流れは次のようなものになります。



## 地域就労支援事業の施策体系

### 本計画の施策体系

本計画において、庁内関係課及び関係機関の就労支援に関する施策を施策体系に取り込み、全市的に取り組んでいきます。

### 就労阻害要因の類型化（体系化）と具体策の検討

本計画において、次のとおり施策の展開を図ります。

就労阻害要因の類型	内 容
①生活上の課題	生活上の課題等により労働条件に制限があり、就労実現できないもの
② 働く意欲	職業観・就労意識の未成熟により就労が実現できないもの
③ 職業能力	職業能力やキャリア形成が不十分なため就労が実現できないもの
④ 環境	労働環境に関する情報等が不十分なため就労が実現できないもの
⑤ 働く機会の均等	事業所の理解や支援の不足により就労が実現できないもの

### ①生活上の課題

- ・ 介護、育児等で働くことのできる時間が不規則、または残業等ができない
- ・ 自宅近くでの就労を希望するため、求人が少ない
- ・ 健康状態に不安を抱えているため、就労可能な求人が少ない
- ・ 自身の病状を正しく把握していないため、仕事が続かない
- ・ その他、生活環境が整っていないため、働ける状態になっていない

#### ■ 基本方針

社会的支援が必要な相談者に対し、福祉・教育等の関係課や関係機関及び地域の団体との連携を図り、社会参加の前提となる生活環境を整えながら、就労支援を実施します。

### < 具体的展開メニュー >

#### ◇ 就労相談援助体制の充実

- (100) 地域就労支援コーディネーターによる相談援助体制の整備
- (110) 庁内連携体制の構築
- (120) 他の就労支援事業との連携体制の構築

- ◇ 安心して働ける環境の整備
  - (130) 働く環境を整えるための生活支援
  - (140) 労働相談の実施
  - (150) 職場定着支援の充実
- ◇ 関係機関・団体、NPO、ボランティア等との連携による協力体制の構築
  - (160) 関係機関・団体とのネットワーク構築

## ② 働く意欲

- ・ 自己理解ができておらず、やりたいことが分からない（自己決定できない）
- ・ 社会人として働くことに対して意欲が乏しい
- ・ 責任感や義務感といった感情が希薄
- ・ 自立に対するイメージができていない
- ・ 目的意識が低く、過去の経験から働くノウハウを蓄積していない
- ・ コミュニケーション能力が低く、対人関係を築くことが苦手
- ・ ストレス耐性が低い

### ■ 基本方針

中長期的な対応策としては、家庭教育や学校教育を通じて社会性を身につけるとともに、職業観の醸成を図ります。また、コミュニケーション能力の向上を支援する事業を活用し、社会性の発達を促進します。

すでに社会に出ている相談者に対しては、職業相談やカウンセリングの場を通じて助言・指導を行うことで就労意識を高めつつ、職場定着を支援します。

## < 具体的展開メニュー >

- ◇ 職業観・働く意欲の醸成、向上
  - (200) 子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進
  - (210) 個々の適性を見極めた進路指導（進路指導）
  - (220) 青少年の社会的適応力を高める支援
  - (230) 若年者向け就労支援事業との連携
  - (240) 就労相談等の実施

### ③ 職業能力

- ・ 職務経歴が乏しい
- ・ 無業の状態が長く、身に付けたスキルが過去のものになっている
- ・ 自己の適職又は適性が分からない
- ・ 希望する職業や職種に対する知識や理解が不足している
- ・ 過去の経験や職歴を職業能力として客観的に表現できない
- ・ 仕事を処理できる能力がないと判断されてしまう
- ・ 事業所の要求する資格や学歴がない

#### ■ 基本方針

職業能力開発を目的としたセミナー等への参加機会の拡充を図るとともに、就労困難者等の求職能力・情報収集能力の向上を図るため、相談を通じて、インターネットを活用した情報収集方法や履歴書添削・面接訓練等の実践的な指導を行います。

### < 具体的展開メニュー >

- ◇ 教育訓練機会の提供
  - (300) 職業能力開発講座の充実
  - (310) 職業訓練・職場体験機会等の提供
- ◇ 職業適性診断等の活用
  - (320) 職業適性診断等の活用
  - (330) 資格取得支援

### ④ 環境

- ・ 就労に関する情報を入手する機会に恵まれていない
- ・ 労働関係の支援機関が利用できない
- ・ 雇用環境の悪化により求人が少ない

#### ■ 基本方針

ワークサポートセンターを市内の求人情報発信の拠点として活用し、相談体制の整備や情報提供体制の充実に努め、就労機会の拡大に努めます。また、就労困難者等に対する職業紹介拠点として、八尾市無料職業紹介所を活用します。

## < 具体的展開メニュー >

- ◇ 求人情報提供体制の充実
  - (400) ワークサポートセンターの運営
  - (410) 就職面接会等の開催
- ◇ 新たな働く場の創出支援
  - (420) 求職情報の提供・発信
  - (430) 多様な働き方に関する情報の収集・提供

## ⑤ 働く機会の均等

- ・ 偏見に基づき、ステレオタイプな人物評価を行う
- ・ 過去の採用傾向を重視して、新しいタイプの人を採用しない
- ・ 部落差別や外国人差別、性別や年齢等の差別により能力が正しく評価されない
- ・ 仕事と生活が両立できる環境が整備されていない

### ■ 基本方針

大阪労働局や大阪府と連携し、公正採用選考の推進に努めるとともに、生活と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）を促進するため、労働者・事業所双方に対して啓発の推進に努めます。

## < 具体的展開メニュー >

- ◇ 情報提供や啓発活動を通じた雇用の場の拡大
  - (500) 各種助成制度に関する情報提供
  - (510) 労働法制の周知徹底
  - (520) 就職差別解消に向けた取り組み
  - (530) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## 基本計画の推進方針

### 地域就労支援推進体制の充実

就労困難者等の就労支援に関する施策事業は関係機関別、行政所管別に実施していますが、効果的な実施を図るためには、各組織の充実と連携体制の構築が必要です。

地域就労支援事業においては、就労に向けた直接的支援を専門的に担当する組織として体制の整備を行うとともに、各種施策・事業に精通しつつ、指導や調整を図ることができる地域就労支援コーディネーターの継続的な配置が必要となります。また、職業能力開発講座や就職面接会の開催によって、相談者の能力向上や雇用創出を兼ね備えた事業の充実も必要となっています。

連携体制の構築においては、本市の他の就労支援施策と密接に連携し、入口である相談段階から、出口である就労の実現及び職場定着に至るまでの一連の就労支援ネットワークによる支援体制を構築する必要があります。さらに、庁内関係課や国・大阪府との連携も深め、重層的な支援体制を構築することも図っていかねばなりません。

### 第2次基本計画の普及促進

就労困難者等が抱える就労阻害要因の解消・克服を図り、希望する就労を実現するためには、地域就労支援事業に対する市民、企業・事業所の理解と協力が必要不可欠であるため、本計画の普及に向け、さまざまな機会を活用し、積極的に啓発に努めます。

特に、就労困難者等と想定される人々への情報提供に関しては、関係機関・団体との連携のもと、周知徹底を図っていきます。地域就労支援基本計画推進委員会は、学識経験者や行政関係機関及び関係団体などにより構成されており、これらの関係機関・団体と密接に連携しつつ、支援が行き届いていない就労困難者等を早期に発見し、支援を開始できるような体制を構築していきます。

### 第2次基本計画の推進に向けて

本計画において、地域就労支援事業は、本市の就労支援を支える中心的な事業ですが、生活困窮者自立促進支援制度においても重要な役割を担うことが求められています。

地域就労支援事業は、他の就労支援施策との連携を強化し、就労困難者等の特性に応じて専門的な支援が受けられるよう体制を整備し、また、入口から出口までの就労支援ネットワークを構築することで、生活困窮者の就労による自立促進に専門的に取り組む機関としての役割を担っていく必要があります。

また、福祉部門をはじめとする庁内関係課との連携、また、市内事業所や市民団体などを含めた全市的な連携体制も視野に入れて体制整備に取り組まねばなりません。

さらに、国や大阪府とも密接に連携し、市の横の連携体制に加えて縦の連携を構築し、重層的な支援体制整備に取り組んでいく必要があります。

本計画の推進にあたっては、行政内部の取り組みだけでなく、企業・市民・国・府を巻き込んだ大きな流れを作り上げることを視野に、より充実した支援体制の整備に向けて取り組んでいかねばなりません。